

専門実践教育訓練明示書（様式例）

講座の名称	助産学専攻科				
実施方法	通学（昼間）				
指定講座番号(15桁)	0110034	—	1910011	—	5
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金対象講座の指定期間	過去一年の講座実績	入講者数(10人) (令和5年度実績)	修了者数(9人) (令和5年度実績)	
平成22年4月1日	令和7年3月31日まで				
訓練期間	12ヶ月		総訓練時間	975時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		<input checked="" type="checkbox"/> 業務独占資格・名称独占資格（助産師免許） <input type="checkbox"/> 職業実践専門課程（ ） <input type="checkbox"/> キャリア形成促進プログラム（ ） <input type="checkbox"/> 専門職大学院（ ） <input type="checkbox"/> 職業実践力育成プログラム（ ） <input type="checkbox"/> 情報通信技術関係資格（ ） <input type="checkbox"/> 第四次産業革命スキル習得講座（ ） <input type="checkbox"/> 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科（ ）			
		教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等なし			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		厚生労働省			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		次のいずれかに該当するもの ① 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において1年以上助産に関する学科を修めた者 ② 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した助産師養成所を卒業した者 ③ 保健師助産師看護師法第3条に規定する業務に関する外国の学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において助産師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が前2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの等 ※詳細は厚生労働省ホームページを参照			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		助産に関する幅広く高度な知識と正確な技術を有し、地域社会における母子保健の向上に貢献する人間性豊かな助産師を育成する。 修了者は、助産師国家試験を受験・合格した後、産科を有する病院施設等に就職し、助産分野・看護分野で活躍している。			
2. 教育訓練の内容					
教科（カリキュラム）			時間	使用教材名	
基礎助産学			240時間	シラバスを参照	
実践助産学			645時間	シラバスを参照	
統合助産学			90時間	シラバスを参照	
3. 受講者となるための要件（この講座を受講するために必要とされている条件など）					
①受講するに当たって必要な実務経験等		実務経験は必須条件としていない。			

<p>②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準</p>	<p>本学助産学専攻科の出願資格は、入学年度の4月1日に、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する女性で、かつ、看護師免許を有する者又は出願時において看護師国家試験の受験資格を有する者（取得見込みの者を含む。）。ただし、入学時には、看護師国家試験に合格していることが必要。</p> <p>① 大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は入学前年度3月までに卒業見込みの者</p> <p>② 学士の学位を授与された者又は入学前年度3月までに学士の学位を授与される見込みの者</p> <p>③ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者又は入学前年度3月までに修了見込みの者</p> <p>④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者又は入学前年度3月までに修了見込みの者</p> <p>⑤ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者又は 入学前年度3月までに修了見込みの者</p> <p>⑥ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に 修了した者又は入学前年度3月までに修了見込みの者</p> <p>⑦ 文部科学大臣の指定した者</p> <p>※ 詳細は募集要項を参照</p>
<p>③その他</p>	<p>・入学試験を実施し、本専攻科で学ぶ上で必要な知識や能力を学力検査により総合的に判定する。 (学力検査等の内容:筆記試験(専門科目・小論文)、面接)</p>

〔特記事項〕

--

専門実践教育訓練明示書(様式例)

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	9	人		
② ①に係る教育訓練の入講者数	10	人		
③ ②のうち目標資格の受験者数	9	人	受験率(③/②)	90.0 %
④ ③のうち合格者数	9	人	合格率(④/③)	100.0 %
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	9	人		
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人	就職・在職率(⑤+⑥/②)	90.0 %

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	4	人		
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	人		
	3 その他の就業(自営業等)	人		
	4 非就業	4	人	0人
			②B: 非就業者計	
③ 就業中の受講者による講座の評価	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	人		
	3 社内外の評価が高まる	人		
	4 円滑な転職に役立つ	人		
	5 趣味・教養に役立つ	人		
	6 その他の効果	人		
	7 特に効果はない	人		
			0人	
④ 就業していない受講者による講座の評価	1 早期に就職できる	人	④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 希望の職種・業界で就職できる	4		
	3 より良い条件(賃金等)で就職できる	人		
	4 趣味・教養に役立つ	人		
	5 その他の効果	人		
	6 特に効果はない	人		
			4人	
⑤ 受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	3	⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	1		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	人		
	4 就職していない	人		
			4人	
⑥ 講座の全体評価	1 大変満足	2	⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	2		
	3 どちらとも言えない	人		
	4 やや不満	人		
	5 大いに不満	人		
			4人	

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

受講者は、受講修了時に助産師国家試験を受験し、助産師資格を取得した後、産科を有する病院施設等に就職している。

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法	授業科目ごとに科目責任者を置き、当該科目責任者が授業への参加状況、定期試験の結果等をもとに成績評価を行う。
(通信制講座の場合) スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	該当なし

専門実践教育訓練明示書（様式例）

6. 受講効果の把握方法											
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	各授業への出席状況、参加態度及び定期試験(レポート等の課題を含む)の取り組み状況等により判断する。 定期試験は6月、8月、2月に実施し、技術・知識の到達度について確認する。定期試験は、全授業回数の2/3以上出席しなければ受けることができない。成績は、S・A・B・C・Fの5段階の評語により表し、F判定は単位の修得を認めない。										
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	定期試験を6月、8月、2月に実施し、技術・知識の到達度について確認する。定期試験は、全授業回数の2/3以上出席しなければ受けることができない。成績は、S・A・B・C・Fの5段階の評語により表し、F判定は単位の修得を認めない。										
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	本課程に1年以上在学し、所定の授業科目を履修して修了要件単位(32単位)を修得し、修了試験に合格すること。										
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	授業科目ごとに科目責任者を置き、当該科目責任者が授業への参加状況、定期試験の結果等をもとに成績評価を行う。修了の可否は教授会で判定する。										
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法											
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	指導教員は履修指導、実習指導、学生生活相談等に応じ、個々の学生に適切な学修が進められるよう指導や助言を行う。										
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	指導教員が学生の就職相談に応じるほか、キャリア支援相談室において、キャリアアドバイザーが求人の情報提供等を行う。										
8. その他の事項											
指定教育訓練実施者名 及び代表者名	公立大学法人 札幌市立大学 (代表者名: 理事長 中島 秀之)										
住所及び連絡先	札幌市南区芸術の森1丁目 TEL 011-592-2300										
施設名称及び施設長名	札幌市立大学 (施設長: 学長 中島 秀之)										
住所及び連絡先	札幌市中央区北11条西13丁目 TEL 011-726-2500										
苦情受付者	氏名 福原 啓祐 所属 桑園事務室	事務担当者	氏名 布廣 成規 所属 桑園事務室教務係								
連絡先	TEL 011-726-2500	連絡先	TEL 011-726-2500								
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 705,000 円										
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)										
① 一括払	169,200 円										
② 分割払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)										
③ 両方可能	535,800 円 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr><td style="padding: 2px;">第1期</td><td style="padding: 2px;">267,900 円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第2期</td><td style="padding: 2px;">267,900 円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第3期</td><td style="padding: 2px;">円</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">第4期</td><td style="padding: 2px;">円</td></tr> </table> (うち、必須教材費 0 円)			第1期	267,900 円	第2期	267,900 円	第3期	円	第4期	円
第1期	267,900 円										
第2期	267,900 円										
第3期	円										
第4期	円										
2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 別途											
① 任意の教材費(税込額) 別途											
② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 別途											
③ 施設維持費(税込額) 0円											
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額) 別途											
3. 総額 (1+2) (税込額) 705,000円 + 別途 円											

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

- (1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。
- (2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額(クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。)も教育訓練経費に含まれるものではありません。
- (3) 現金等(有価証券等を含みます。)や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

- (4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に関して、あらかじめ解答が添付されている場合にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。